

【公開版】

提出年月日	令和2年4月28日 R17
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第31条：地震による損傷の防止

目 次

1 章 基準適合性

1. 概要

1. 1 設計の基本方針

2. 重大事故等対処施設の耐震設計

2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針

2. 2 重大事故等対処施設の設備分類

2. 3 地震力の算定法

2. 4 荷重の組合せと許容限界

2. 5 重大事故等対処施設の周辺斜面

2. 6 緊急時対策所の耐震設計

2. 7 主要施設の耐震構造

2 章 補足説明資料

令和 2 年 4 月 28 日 R10

1 章 基準適合性

1. 概要

1. 1 設計の基本方針

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」
(以下「事業指定基準規則」という。) 第三十一条では、以下の要求がされている。

(地震による損傷の防止)

第三十一条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。

- 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
 - 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。
- 2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(解釈)

- 1 第31条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。
- 2 第1項第2号に規定する「第七条第二項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第7条第2項から第4項までにおいて、当該常設重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故に対処するための設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものをいう。

適合のための設計方針

第1項について

重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「1. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「2. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、安全機能を有する施設のものを設備分類に応じて適用する。

なお、「2. 設計方針」の(1)及び(2)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号及び第二号の要求事項に対応するものである。

1. 設備分類

重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生し

た場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。

(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設（S クラスに属する施設）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、(1)以外のもの。

2. 設計方針

(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設

基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設

代替する機能を有する安全機能を有する施設の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるよう設計する。

代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件

を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるよう設計する。

上記設計において適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。

【補足説明資料1-1】

【補足説明資料1-2】

第2項について

重大事故等対処施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。

2. 重大事故等対処施設の耐震設計

2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針

重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。

- (1) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- (2) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるよう設計する。

また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるよう設計する。

【補足説明資料2-6】

- (3) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設

備が設置される重大事故等対処施設については、(2)に示す常設重大事故等対処設備に適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

- (4) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
- (5) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。
- (6) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。
- (7) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「2.5 緊急時対策所の耐震設計」に示す。

2.2 重大事故等対処施設の設備分類

重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。

(1) 常設重大事故等対処設備

重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。

上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第2-1表に示す。

なお、第2-1表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。

【補足説明資料2-2】

2. 3 地震力の算定方法

重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。

【補足説明資料2-4】

2. 3. 1 静的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 4. 1 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する地震力を適用する。

2. 3. 2 動的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 4. 2 動的地震力」に示す基準地震動による地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 4. 2 動的地震力」に示す共

振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。

なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。

【補足説明資料2-3】

2. 4 荷重の組合せと許容限界

重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。

2. 4. 1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

(1) 建物・構築物

a. 運転時の状態

「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。

b. 重大事故等時の状態

再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

c. 設計用自然条件

「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. 設計用自然条件」を適用する。

(2) 機器・配管系

a. 運転時の状態

「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。

b. 運転時の異常な過渡変化時の状態

「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。

c. 設計基準事故時の状態

「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 設計基準事故時の状態」を適用する。

d. 重大事故等時の状態

再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

2. 4. 2 荷重の種類

(1) 建物・構築物

a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧

- b . 運転時の状態で施設に作用する荷重
- c . 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重
- d . 積雪荷重及び風荷重

ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。

(2) 機器・配管系

- a . 運転時の状態で施設に作用する荷重
- b . 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重
- c . 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
- d . 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重

ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。

2. 4. 3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

(1) 建物・構築物

- a . 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。
- b . 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作

用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によ
って作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。

- c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。
- d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。

なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。

(2) 機器・配管系

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の

機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。

- c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。
- d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。

なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。

【補足説明資料2-5】

(3) 荷重の組合せ上の留意事項

- a. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較

して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。

- b . 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。
- c . 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組み合わせを考慮する。
- d . 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組み合わせを考慮する。
- e . 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重の組み合わせにおける、地震によって引き起こされるおそれがある事象又は地震によって引き起こされるおそれがない事象については、「安全審査 整理資料 第33条：重大事故等対処設備」の「第2－1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類」の重大事故等の要因事象に示す。
- f . 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、「安全審査 整理資料 第33条：重大事故等対処設備」の「2. 3 環境条件等」の「(1) 環境条件」の「c . 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。
- g . 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系

の荷重の組合せを適用する。

2. 4. 4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力を用いる。

(1) 建物・構築物

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. Sクラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物」を適用する。
- c. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、上記a. を適用するほか、建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわれないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能を損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。
- d. 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）の保有水平耐力は、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 4 訸容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「c. 建物・構築物の保有水平耐力」を適用する。

(2) 機器・配管系

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管系」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設はa. に示す常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の許容限界を適用する。

- c. 動的機器は、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「2. 1. 5. 4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 動的機器」を適用する。

(3) 基礎地盤の支持性能

建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。

2. 4. 5 設計における留意事項

2. 4. 5. 1 波及的影響

常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、B クラス及びC クラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。

2. 5 重大事故等対処施設の周辺斜面

常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。
なお、当該施設の周辺においては、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。

2. 6 緊急時対策所の耐震設計

緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。

また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって緊急時対策所にとどまる原子力防災組織又は非常時対策組織の要員の実効線量が 7 日間で100mSvを超えない設計とする。

なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「2. 3 地震力の算定方法」及び「2. 4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。

2. 6 主要施設の耐震構造

2. 6. 1 緊急時対策建屋

緊急時対策建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）（地上高さ約17m），地下1階，平面が約60m（南北方向）×約79m（東西方向）の建物であり，堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 6. 2 第1保管庫・貯水所

第1保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（保管庫）（地上高さ約16m，地下に第1貯水槽を収納する），地下1階（貯水槽），平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり，堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

2. 6. 3 第2保管庫・貯水所

第2保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（保管庫）（地上高さ約16m，地下に第2貯水槽を収納する），地下1階（貯水槽），平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり，堅固な基礎版上に設置する。

建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

第2－1表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

系統機能	設備	構成する機器	設備分類		直接支特構造物	間接支特構造物	建物・構築物
			設備	備置重要度分類			
可溶性中性子吸収材の自動供給 (最大防止)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路	緊急停止系(前処理建屋用, 電路 安全保護回路及びセンサ断停止回路)	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	代替可溶性中性子吸収材緊急供給 管	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁	溶解設備の可溶性中性子吸収材緊急供給 系主配管・弁	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	安全圧縮空気系	—	C	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供給回路	緊急停止系(前処理建屋用, 電路 緊急停止系(精製建屋用, 電路含む))	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供給系	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管(ハル洗浄槽用)	—	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給弁(ハル洗浄槽用)	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管・弁(ハル洗浄槽用)	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管(エンドビース吸洗淨槽用)	—	C	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給弁(エンドビース吸洗淨槽用)	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管系配管・弁(エンドビース吸洗 淨槽用)	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	一級圧縮空気系	(一般圧縮空気系)	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管(第7一時応留処理槽用)	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給弁(第7一時応留処理槽用)	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管系配管・弁(第7一時応留処 理槽用)	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	安全圧縮空気系	(安全圧縮空気系)	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管(第5一時応留処理槽用)	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給弁(第5一時応留処理槽用)	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	重大事故時可溶性中性子吸取材供 給管系配管・弁(第5一時応留処 理槽用)	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss
	一級圧縮空気系	(一般圧縮空気系)	C	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支特構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss

政治小説の歴史

第34条 隔界事故の拡大を防止するための設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(一) 内、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及び(二)の隔離重要度分類〕		設備分類		直接支持物		間接支持物	
系統機能	設備	設備名稱	構成する機器	設備	分類				
監界事故により発生する放射線分離水素の漏気 (影響緩和)	監界事故時水素捕集系	安全圧縮空気系	安全圧縮空気系 (安全圧縮空気系)	(S) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	Ss	—
		機器圧縮空気供給配管・弁	安全圧縮空気系	S			前処理建屋、精製建屋	—	—
		一般圧縮空気系	(一般圧縮空気系)	(C) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	—	—
		発ガス貯留設備の隔壁弁	発ガス貯留設備の隔壁弁	—	S 常設而要重大事故等対処設備以外 の常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備 の常設而要重大事故等対処設備	Ss	—
		発ガス貯留設備の逆止弁	発ガス貯留設備の逆止弁	—	S 常設而要重大事故等対処設備以外 の常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備 の常設而要重大事故等対処設備	—	—
		発ガス貯留設備の発ガス貯留槽	発ガス貯留設備の発ガス貯留槽	—	S 常設而要重大事故等対処設備以外 の常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備 の常設而要重大事故等対処設備	—	—
		発ガス貯留設備の配管・弁	発ガス貯留設備の配管・弁	—	C			—	—
		発ガス貯留設備の空気圧縮機	発ガス貯留設備の空気圧縮機	—				—	—
		凝縮器	凝縮器	—				—	—
		高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	—				—	—
		排風機	(せん断処理・溶解降ガス処理設備)	(せん断処理・溶解降ガス処理設備)	(S) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	—	—
		隔壁弁	隔壁弁	—	S 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	Ss	—
		せん断処理・溶解降ガス処理設備 主配管・弁	せん断処理・溶解降ガス処理設備 主配管・弁	—				—	—
		前処理建屋塔槽降ガス処理設備 主配管	前処理建屋塔槽降ガス処理設備 主配管	(前処理建屋塔槽降ガス処理設備) (S)				—	—
		高レベル塩分ガラス固化建置塔管 高レベル塩分ガラス処理設備 塩溶液管・主配管	高レベル塩分ガラス固化建置塔管 高レベル塩分ガラス処理設備 塩溶液管・主配管	(高レベル塩分ガラス固化建置塔管 塩溶液管・主配管)	(S) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	—	—
		凝縮器	凝縮器	—				—	—
		高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	—				—	—
		排風機	排風機	(精製建屋塔槽降ガス処理設備)	(精製建屋塔槽降ガス処理設備)	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	Ss	—
		隔壁弁	隔壁弁	—	(S) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋、洞道	—
		精製建屋塔槽降ガス処理設備 塔槽降ガス処理系(フルトニクム系) 主配管・弁	精製建屋塔槽降ガス処理設備 塔槽降ガス処理系(フルトニクム系) 主配管・弁	(フルトニクム混合瓶前建 塔槽降ガス処理設備主配管)	(フルトニクム混合瓶前建 塔槽降ガス処理設備主配管)	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋、洞道	—
		ワラン・ブルーニュム混合瓶前建 塔槽降ガス処理設備主配管	ワラン・ブルーニュム混合瓶前建 塔槽降ガス処理設備主配管	(ワラン・ブルーニュム混合瓶前建 塔槽降ガス処理設備主配管)	(S) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋、洞道	—
		安全圧縮空気系	安全圧縮空気系	(安全圧縮空気系)	(S) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	Ss
		一般圧縮空気系	一般圧縮空気系	(一般圧縮空気系)	(C) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備 の常設而要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	—
		一般冷却水系	一般冷却水系	(一般冷却水系)	—			—	—
		第1低レベル廃液処理系	第1低レベル廃液処理系	(第1低レベル廃液処理系)	—			—	—
		主排氣筒	主排氣筒	(主排氣筒)	(S) 常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	支特供塔、基礎	Ss

系統機能	設備	設備分類		間接支持構造物 建物・構築物
		設備名称	構成する機器	
内部ヒーベル通水による冷却 (発生防止)	代管安全冷却水系	内部ループ配管・弁	設備	耐震重要度分類 分類
		冷却コイル配管・弁		
		冷却シャッタ配管・弁		
		冷却水給排水配管・弁		
	水供給設備	第1貯水槽		
貯槽等への注水 (拡大防止)	代管安全冷却水系	機器注水配管・弁	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 機器・配管等の支持構造物
		冷却水注水配管・弁		
		冷却水給排水配管・弁		
	水供給設備	第1貯水槽		
冷却ニール等への通水による冷却 (発生防止)	代管安全冷却水系	冷却コイル配管・弁	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 機器・配管等の支持構造物
		冷却シャッタ配管・弁		
		冷却水給排水配管・弁		
	水供給設備	第1貯水槽		
セルハの導出経路の構築及び代替 (セル導出)	セル導出設備	配管・弁 隔壁弁		
		塔槽頂駆ガス処理設備からセルハに 導出するユニット		
		セル導出ユニットフイルタ		
		凝縮器		
		予備凝縮器		
		塔槽頂駆ガス処理設備 高レベル/低レベル凝縮缶凝縮器		
	第1エージェクト凝縮器			
	気液分離器			
	凝縮液回収系			
	ダクト・ダンバ			
代管安全冷却水系	凝縮器冷却水給排水配管・弁 冷却水配管・弁(除油器)	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・ブルトニウム混合沈殿建屋、 高レベル残液ガラス固化建屋 Ss
	水供給設備	第1貯水槽		
セルハの導出経路の構築及び代替 (セル導出)	代管セル排気系	ダクト・ダンバ 主排気筒へ排出するユニット	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 機器・配管等の支持構造物
		主排気筒	(主排気筒) (S)	常設耐震重要重大事故等対処設備 —
		主排気筒		—
	水供給設備	第1貯水槽		

(つづき)
第36条 放射線分解により発生する水素による爆発の発生の防止のための設備

系統機能	設備	代替する機能を有する安全機能を有する施設 ()内は、設計基準対象の設備及びその耐震重要度分類)		設備分類 設備 耐震重要度分類 分類	直接支特構造物 間接支特構造物	建物・構築物
		設備	構成する機器			
水素供給を未然に防止するための空気の供給(発生防止)	代替安全圧縮空気系	水素攝取配管・弁				Ss
	機器圧縮空気供給配管・弁					—
	建屋内空気中性配管					—
	圧縮空気自動供給計槽					—
	圧縮空気自動供給ユニット					—
	機器圧縮空気自動供給ユニット					—
水素漏洩の噴出を防止するための空気の供給(拡大防止)	代替安全圧縮空気系	機器圧縮空気供給配管・弁				前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・ブルトニウム混合硝酸建屋、 高レベル酸液ガラス固化建屋
	建屋内空気中性配管					Ss
	圧縮空気手動供給ユニット					—
	配管・弁					—
	隔壁弁					—
	水封安全器					—
	塔槽頭部ガス処理設備					Ss
	ガス頭部ガス処理設備からセルに導出するユニット					—
	セル導出ユニットフイルタ					—
	ダクト・ダンバ					—
	ダクト・ダンバ					—
	主排気筒へ排出するユニット					—
	主排気筒					常設耐震重要重大事故等対応設備 支持鉄塔、基礎
	セルへの導出経路の構築及び代替(セル導出)	セル導出設備				Ss
	セル導出による対応(セル導出)					—
セルへの導出経路の構築及び代替(セル導出)	代替セル排気系	塔槽頭部ガス処理設備				前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・ブルトニウム混合硝酸建屋、 高レベル酸液ガラス固化建屋
	塔槽頭部ガス処理設備からセルに導出するユニット					Ss
	セル導出ユニットフイルタ					—
	ダクト・ダンバ					—
	ダクト・ダンバ					—
	主排気筒へ排出するユニット					常設耐震重要重大事故等対応設備 機器・配管等の支持構造物
	主排気筒					Ss
	(主排気筒)					—
	(S)					—
						常設耐震重要重大事故等対応設備 機器・配管等の支持構造物
						Ss
						—

第37条 有機溶媒等による火災又は爆発の拡大防止のための設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔()内は、設計基準対象設備を有する施設 設備及びその耐震重要度分類〕				直接支持構造物		間接支持構造物	
系統機能	設備	設備分類		設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物	
設備名	機器	機械	配管	機器	配管	機器	配管	機器	配管
重大事故時供給停止回路 供給停止 (拡大防止)	緊急停止系（精製装置用、電路含む）	安全保護回路のブレーカトニウム熱遮断 遮断熱蒸気温度高による加熱停止 回路	S	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
重大事故時ブルトニウム濃縮缶の停止 (拡大防止)	一次蒸気停止弁	一般蒸気系	C	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
重大事故時ブルトニウム濃縮缶の停止 停止設備	停止設備	停止設備	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
停止設備	停止設備の隔壁弁	—	S	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
停止設備	停止設備の逆止弁	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
停止設備	停止設備の隔壁弁	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
停止設備	停止設備の配管・弁	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
停止設備	停止設備の空気圧縮機	—	C	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
高性能粒子フィルタ (停留装置)	高性能粒子フィルタ	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
隔離弁	隔離弁	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
排風機	排風機	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
施設ガスボルト	施設ガスボルト	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
精製建屋精製濃縮ガス処理設備 精製濃縮ガス処理系 (ブルトニウム混合脱硝 塔精製濃縮ガス主配管・弁)	(塔精製濃縮ガス処理設備)	(S)	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
精製建屋精製濃縮ガス処理設備 精製濃縮ガス主配管・弁	精製濃縮ガス主配管・弁	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
精製建屋精製濃縮ガス処理設備 精製濃縮ガス主配管・弁	精製濃縮ガス主配管・弁	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
精製建屋精製濃縮ガス処理設備 精製濃縮ガス主配管・弁	精製濃縮ガス主配管・弁	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
セント排気ファンユニット	セント排気ファンユニット	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
クローバーポリッシュ・セル排風機	クローバーポリッシュ・セル排風機	(建屋換気設備)	(S)	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
精製建屋換気設備ダクト・ダンバ ダクト	精製建屋換気設備ダクト・ダンバ ダクト	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
ブルトニウム混合脱硝 塔換気設備ダクト 安全王室空気系	(安全王室空気系)	(S)	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力	—
一般王室空気系	(一般王室空気系)	(C)	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力	—
第1低レベル廢液処理系	(第1低レベル廢液処理系)	—	—	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力
主排氣筒	(主排氣筒)	(S)	常設而要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設而要重大事故等対処設備	精製建屋	Ss	静的地震力	—

(つづき)
第38条 使用済燃料炉内槽槽の冷却等の機能喪失の発生防止のための設備

使用済燃料炉内槽槽の冷却等の機能喪失の発生防止のための設備					
系統機能	設備	代替する機能を有する安全機能を有する施設 (「()内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその耐震重要度分類)		設備分類	間接支擋構造物 ・建物・構築物
設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類	直接支擋構造物
燃料貯蔵アール等への注水	水供給設備	第1貯水槽			第41条に記載
燃料貯蔵アール等へのスプレー	水供給設備	第1貯水槽			第41条に記載
燃料貯蔵アール等の水の漏えい抑制	漏えい抑制設備	サイフォンブレーカ 止水板及び蓋	ブール水淨化・冷却設備 ブールへの戻りの配管の遮止弁)	S 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支擋構造物 常設耐震重要重大事故等対処設備
燃料貯蔵アール等における監界防止	監界防止設備	燃料取扱ラック	(燃料取出し設備)	(S) 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支擧構造物 常設耐震重要重大事故等対処設備
		燃料貯蔵ラック バセット取置き架台(美入り用)	(燃料貯蔵設備)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
					Ss
					—

(つづき)

第10条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備					
系統機能 燃料供給装置等への大容量の注水・排水放水／航空機衝突による航空燃料火災及び化学火災に係る措置	設備 設備名称 水供給設備	代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(一)内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類 設備 耐震重要度分類 分類	間接支障対象 直接支障対象 間接支障対象 建物・構築物
		設備	耐震重要度分類		
	構成する機器 第1貯水槽				第41条に記載

第11条 重大事故等への対応に必要となる水の供給設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔()内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその面機重要度分類〕	設備分類	直接支障機器	間接支障機器	建物・構築物
	設備名称	構成する機器					
各重大事故等対応のための水源確保 保／揚管等外への放射性物質等の 放出の抑制に係る対応のための水 源確保、第1貯水槽から第1貯水槽へ の水の補給、第2貯水槽から第2貯水槽へ の水の補給	水供給設備	第1貯水槽	給水処理設備	C 常設簡便重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	—	— 第1保管庫・貯水所	静的地盤力 ○
第2貯水槽から第1貯水槽への水 の補給	水供給設備	第2貯水槽	給水処理設備	C 常設簡便重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	—	— 第2保管庫・貯水所	静的地盤力 ○

第42条 電源設備		電源設備				間接支特構造物	
系統機能	設備	設備分類	設備分類	直接支特構造物	間接支特構造物	建物・構築物	
常設重大事故等対処設備による給電	受電開閉設備	代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔()内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその面積重要度分類〕	設備	設備	設備	建物・構築物	
所内断圧系統	受電開閉設備 受電変圧器	構成する機器 (受電開閉設備)	耐震重要度分類 (C) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備 の常設耐震重要重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備 の常設耐震重要重大事故等対処設備	静的地震力 —	
	非常用電源建屋の6.9 kV 非常用主母線 前処理建屋の6.9 kV 非常用母線 制御建屋の6.9 kV 非常用母線 ウラン・ブルトニウム混合乾燥建屋の6.9 kV 非常用母線	非常用電源建屋の6.9 kV 非常用主母線 (非常用所内高圧系統)	(S) 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋、ウラン・ブルトニウム混合乾燥建屋、制御建屋、非常用電源建屋、洞道	Ss —	
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 kV 非常用母線 ユーティリティ建屋の6.9 kV 運転予備用主母線 ユーティリティ建屋の6.9 kV 運転予備用母線 ユーティリティ建屋の6.9 kV 運転予備用母線 第2ユーティリティ建屋の6.9 kV 運転予備用主母線 第2ユーティリティ建屋の6.9 kV 運転予備用母線 前処理建屋の6.9 kV 運転予備用母線 制御建屋の6.9 kV 運転予備用母線 ウラン・ブルトニウム混合乾燥建屋の6.9 kV 運転予備用母線 低レベル廃棄物処理建屋の6.9 kV 運転予備用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 kV 非常用母線	(常用所内高圧系統)	(C) 常設耐震重要重大事故等対処設備 の常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	ユーティリティ建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合乾燥建屋、人混全量建屋、高レベル廃棄物処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、洞道	—	

第42条 電源設備		電源設備				間接支特構造物		直接支特構造物		間接支特構造物	
系統機能	設備	設備	構成する機器	設備分類	設備	耐震重要度分類	設備分類	耐震重要度分類	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備
常設重大事故等対応設備による給電	所内低圧系統	代掌する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその耐震重要度分類)	非常用電源装置の460V 非常用母線	設備	設備	耐震重要度分類	設備	耐震重要度分類	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備
			前処理建屋の460V 非常用母線								
			分離建屋の460V 非常用母線								
			精製建屋の460V 非常用母線								
			(非常用所内低圧系統)	(S)							
			常設耐震重要重大事故等対応設備								
			屋の460V 非常用母線								
			精製建屋・ブルトニウム混合脱硝建屋								
			高レベル酸液ガラス固化建屋の460V 非常用母線								
			使用済燃料の受入れ施設及び貯藏 施設の460V 非常用母線								
			ユーティリティ建屋の460V 運転予 備用母線								
			第2ユーティリティ建屋の460V 運 転予備用母線								
			前処理建屋の460V 運転予備用母線								
			分離建屋の460V 運転予備用母線								
			精製建屋の460V 運転予備用母線								
			精製建屋の460V 運転予備用母線								
			精製建屋の460V 運転予備用母線								
			ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋 の460V 運転予備用母線								
			高レベル酸液ガラス固化建屋の460V 運転予備用母線								
			低レベル酸液物處理建屋の460V 運 転予備用母線								
			低レベル酸液處理建屋の460V 運転予 備用母線								
			ヘル・エンドビース貯蔵建屋の460V 運転予備用母線								
			ウラン脱硝建屋の460V 運転予備用 母線								
			(常用所内低圧系統)	(C)							
			常設耐震重要重大事故等対応設備								
			の常設耐震重要重大事故等対応設備								
			ヨーティリティ建屋、第2ユーティ リティ建屋、前処理建屋、分離建 屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウ ム混合脱硝建屋、高レベル酸液物處理 建屋、低レベル酸液處理建屋、ヘル ・エンドビース貯蔵建屋、ウラン脱硝 建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建 屋、ウラン脱硝建屋、ヘル・エンドビ ース貯蔵建屋、ウラン脱硝建屋、 静的地盤力								

(七)
三

42條 雷酒設備

第42条 電源設備									
系統機能	設備	設備	構成する機器	設備分類	設備	耐震重要度分類	設備分類	直接支障対象物	間接支障対象物
常設重大事故等対処設備による給電	計画制御用交流電源設備	前処理建屋の非常用計画制御用交流電源設備							建物・構造物
	分離建屋の非常用計画制御用交流電源設備								—
	精製建屋の非常用計画制御用交流電源設備								—
	精製建屋の非常用計画制御用交流電源設備	(非常用計測制御用交流電源設備)	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備			Ss
	高レベル除波ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備								—
	使用燃料の受入れ施設及び貯藏施設の非常用計測制御用交流電源設備								—
	ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備								—
	第2ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備								—
	前処理建屋の計測制御用交流電源設備								—
	分離建屋の計測制御用交流電源設備	(常用計測制御用交流電源設備)	(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備			ユーティリティ建屋、第2ユーティリティ建屋、前処理建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合融解ガラス固化建屋、高レベル静的地震力
	精製建屋の計測制御用交流電源設備								—
	精製建屋の計測制御用交流電源設備								—
	ウラン・ブルトニウム混合融解建屋の計測制御用交流電源設備								—
	高レベル除波ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備								—
	使用燃料の受入施設及び貯藏施設の計測制御用交流電源設備								—
	前処理建屋の計測制御用交流電源設備								—
	分離建屋の計測制御用交流電源設備								—
	精製建屋の計測制御用交流電源設備								—
	ウラン・ブルトニウム混合融解建屋の計測制御用交流電源設備								—
	高レベル除波ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備								—
	精製建屋の重大事故対応用防爆扉(常設分電盤、常設電源ケーブル)	電気設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備			Ss
	ウラン・ブルトニウム混合融解建屋の重大事故対応用防爆扉(常設分電盤、常設電源ケーブル)								—
	第1堆油防爆								—
	第2堆油防爆								基礎
相機動用燃料補給設備による給油	相機動用燃料補給設備								Ss

(つづき)

第43条 計裝設備

第13条 計装設備		設備				間接支持構造物	
系統機能	設備名称	構成する機器	設備	設備分類	直接支持構造物	建物・構築物	
有機溶剤等による火災又は爆発に おからだための設備の監視・ラ ーメータ	計装設備	発ガス貯留設備の圧力計 発ガス貯留設備の流量計	—	C 常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	精製建屋	—
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備の監視・ラーメータ	計装設備	燃料貯蔵プール等水位計 燃料貯蔵プール等温度計 燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	(計)測削面設備	C 常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	静的地盤力
放射線監視設備	ガンマ線エリモニタ	(放射線監視設備)	(C) 常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	使用燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地盤力
工場等への放射性物質等の放出 を抑制するための設備の監視・ラ ーメータ	計装設備	燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	(計)測削面設備	(C) 常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	静的地盤力
放射線監視設備	ガンマ線エリモニタ	(放射線監視設備)	(C) 常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	使用燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地盤力
重大多事故への対応に必要となる 水の供給設備の監視・ラーメータ 監視・計録設備	計装設備	貯水槽水位計 監視制御装置	(計)測削面設備	(C) 常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設面積重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	静的地盤力
情報把握計装設備	安全系監視制御盤	(制御室)	(S) 常設面積重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設面積重要重大事故等対処設備	制御建屋	Ss
	情報把握計装設備用屋内伝送系統	(制御室)	C 常設面積重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設面積重要重大事故等対処設備	前処理建屋・介離建屋・精製建屋 ウラン・アルミニウム処理・精製建屋 重レノン酸液ガラス固化槽 制御建屋、使用燃焼炉受入れ・貯蔵 建屋、第1保管庫、貯水所、第2保 管庫、第1保管庫・貯水所、第2保管 庫・貯水所	—
	建屋間伝用無線装置	計測削面設備					静的地盤力

第14条 制御室	制御室換気設備	制御室中央制御室換気設備 制御室送風機	中央制御室送風機 制御室の換気ダクト	(制御室中央制御室換気設備) (制御室送風機)	(S) (C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	制御建屋 制御建屋	Ss —
	使用済然受入れ・貯藏建屋換気設備	制御室換気装置 制御室換気設備	（使用済然受入れ・貯藏建屋の換 気ダクト） （使用済然受入れ・貯藏建屋の換 気ダクトト）	（使用済然受入れ・貯藏建屋換 気設備） （使用済然受入れ・貯藏建屋換 気設備）	(S) (C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	制御建屋 制御建屋	— —
	警防制御装置	制御建屋安全系監視制御盤	（警防制御装置） （警防制御装置）	（警防制御装置） （警防制御装置）	(S) (C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	制御建屋 制御建屋	Ss —
制御室遮蔽設備	中央制御室遮蔽 制御室遮蔽	中央制御室遮蔽 制御室遮蔽	（中央制御室遮蔽） （制御室遮蔽）	（中央制御室遮蔽） （制御室遮蔽）	(C) (C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	— —	— —	— —	— —	— —	静的地図力 静的地図力	○ ○

第15条 監組測定設備

第16条 暫急時針簿記

第17条 通信連絡を行うために必要な設備		直接支障物				間接支障物	
系統機能	設備	設備分類	設備	設備分類	耐震重要度分類	耐震重要度分類	建物・構築物
再処理事業所内の通信連絡	通信連絡設備	構成する機器 ページング装置					
		所内携帯電話					
		専用回線電話					
		一聲加入電話					
		ファクシミリ					
		プロセスデータ伝送サーバ					
		放射線管理用計算機					
		環境中継サービス					
		総合防災盤					
		代替通話系統	通信連絡設備	C	常設耐震重要重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備
		再処理事業所外への通信連絡	通信連絡設備				
		一聲加入電話					
		一聲携帯電話					
		衛星携帯電話					
		ファクシミリ					
		統合原子力防災ネットワークIP電話					
		統合原子力防災ネットワークIP-FAX					
		統合原子力防災ネットワークTV会議システム					
		データ伝送設備					

2 章 補足說明資料

第31条：地震による損傷の防止

再処理施設 安全審査補足説明資料			
資料No.	名称	提出日	Rev
補足説明資料1-1	上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について (重大事故等対処施設)	4/13	1
補足説明資料1-2	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針(重大事故等 対処施設)	4/13	2
補足説明資料2-1	重大事故等対処設備の設備分類	10/4-4	0
補足説明資料2-2	重大事故等対処施設の網羅的な整理について	1/10	3
補足説明資料2-3	重大事故等対処施設の基本構造等に基づく既往の耐震評価方針の適用性と 評価方針について	4/13	1
補足説明資料2-4	設計用地震力	10/11	0
補足説明資料2-5	重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについて	4/13	6
補足説明資料2-6	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に適用す る地震力について	4/28	2

令和 2 年 4 月 13 日 R1

補足説明資料 1－1（31 条）

上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について (重大事故等対処施設)

1. 概要

事業指定基準規則（以下「規則」という。）第7条別記2において、耐震重要施設（Sクラス）が、下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、安全機能を損なわれないように設計することが要求されている。

重大事故等対処施設の耐震性に係る規則第31条「地震による損傷の防止」の適用においても別記2に準ずるよう規定されていることから、安全機能を有する施設の「耐震重要施設」と同等の耐震性の要求がある「常設耐震重要重大事故等対処設備」に対して下位クラスに属する施設の波及的影響によって重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれないものとする。

2. 評価方針

波及的影響については、常設耐震重要重大事故等対処設備に用いる地震動又は地震力を適用して影響評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

影響評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、常設耐震重要重大事故等対処設備の重大事故等の対処に必要な機能へ影響がないことを確認する。

- (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- (2) 常設耐震重要重大事故等対処設備と下位クラス施設との接続部における相互影響

- (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による常設耐震
重要重大事故等対処設備への影響
- (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による常設耐震
重要重大事故等対処設備への影響
- 具体的な評価方法については「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「補足説明資料2-14」に示す。

令和 2 年 4 月 13 日 R2

補足説明資料 1 - 2 (31 条)

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 (重大事故等対処施設)

1. 概要

重大事故等対処施設に係る水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、整理資料「第7条：地震による損傷の防止」に示す安全機能を有する施設における評価方針に基づき実施する。

2. 評価対象

評価対象は「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」の第34条に規定されている常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及びその間接支持構造物、並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設とする。耐震Bクラスの施設については共振のおそれのあるものを評価対象とする。

3. 評価方針

具体的な評価方針については、「安全審査 整理資料 第7条：地震による損傷の防止」の「補足説明資料2-3」に示す「耐震Sクラスの施設」に対する評価を適用する。

令和 2 年 1 月 10 日 R3

補足説明資料 2-2 (31 条)

重大事故等対処施設の網羅的な整理について

1. 重大事故等対処設備について、以下に該当する設備を網羅的に抽出して、重大事故等対処設備の条文毎に整理した。

■ 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）第三章にて定められている以下の重大事故等対処設備

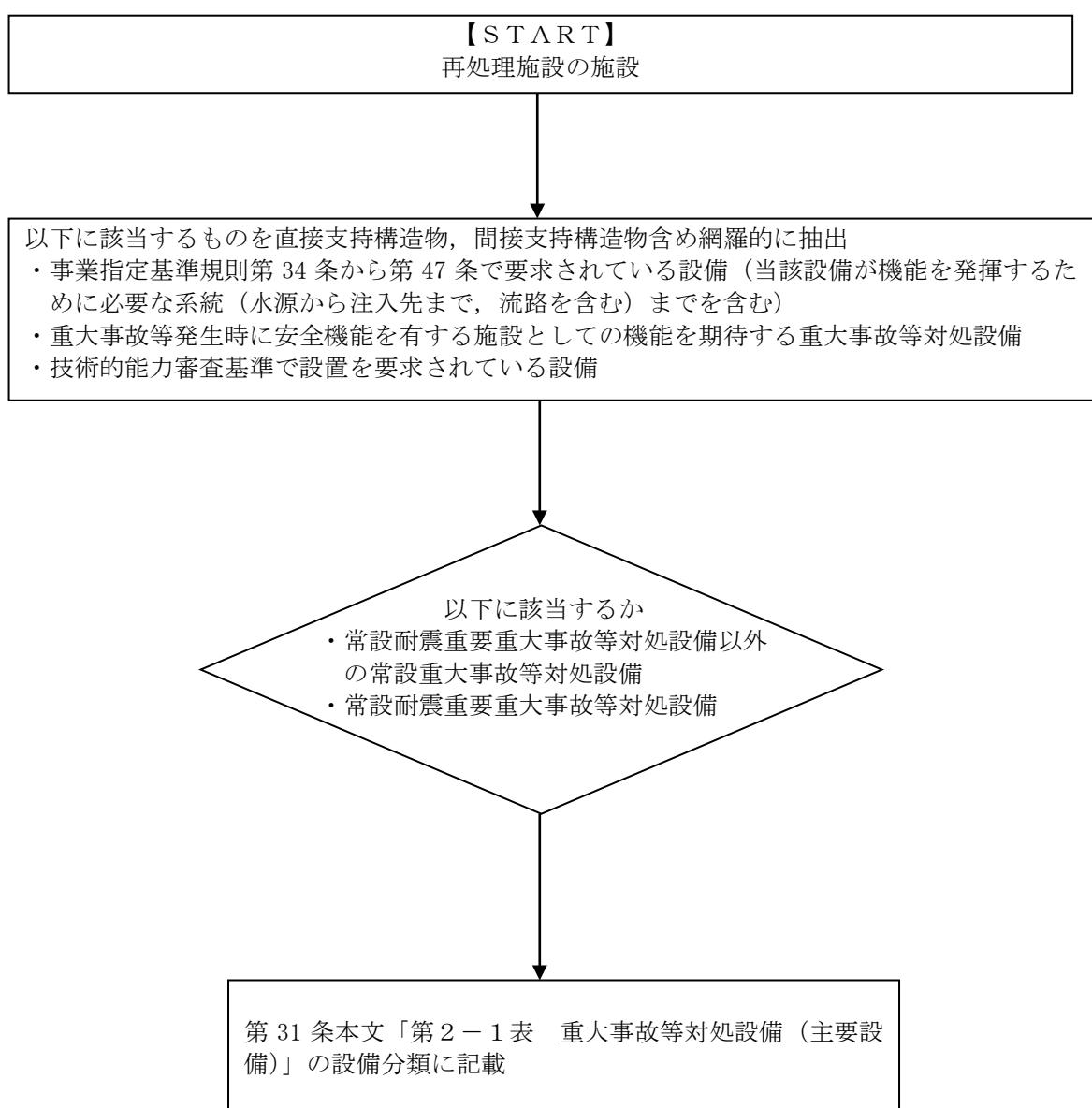
- ・第34条 臨界事故の拡大を防止する設備
- ・第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
- ・第36条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
- ・第37条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備
- ・第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- ・第39条 放射性物質の漏えいに対処するための設備
- ・第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備
- ・第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
- ・第42条 電源設備
- ・第43条 計装設備
- ・第44条 中央制御室
- ・第45条 監視測定設備
- ・第46条 緊急時対策所
- ・第47条 通信連絡を行うために必要な設備

■重大事故等発生時に安全機能を有する施設としての機能を期待する重大事故等対処設備

■技術的能力審査基準で設置を要求されている設備

■事業指定基準規則第34条から第47条で要求されている設備が機能を発揮するためには必要な系統（水源から注入先まで、流路を含む）及び間接支持構造物、直接支持構造物

2. 第31条本文「第2-1表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類」について、以下のフローにて抽出する。



令和 2 年 4 月 13 日 R1

補足説明資料 2－3（31 条）

重大事故等対処施設の基本構造等に基づく 既往の耐震評価手法の適用性と評価方針について

重大事故等対処施設の耐震評価方針を定めるにあたり、重大事故等対処施設について、実績のある安全機能を有する施設に適用する従前の評価方針・手法が準用可能であるかを確認する。

重大事故等対処施設のうち、新設施設については、型式、設置場所、設置方式及び安全機能を有する施設との基本構造の差異を整理し、安全機能を有する施設と基本構造等が同等のものは、安全機能を有する施設に適用する従前の評価方針・手法を適用するが、基本構造等が異なる設備については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、適切にモデル化する等した上での地震応答解析、または加振試験等を実施する。検討結果を表(1)、(2)に示す。

なお、配管系（配管、弁、ダクト等）については基本構造等の差異はなく評価方針・手法は従前のとおりであることから検討結果より省略する。

(以下の表は基本検討段階のものであり、詳細検討の進捗状況により変更となる可能性がある。)

(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備

設備名称		設置場所	①型式	②設置方式	基本構造の差異	
					①	②
代替可溶性中性子吸收材緊急供給回路	緊急停止系	前処理建屋	—	—	無	無
代替可溶性中性子吸收材緊急供給系	代替可溶性中性子吸收材緊急供給槽	前処理建屋	スカート支持たて置円筒形容器	ボルト固定	無	無
セル導出設備	セル導出ユニットフィルタ	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	高性能粒子フィルタ内蔵形	ボルト固定	無	無
セル導出設備	凝縮器	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	横置き多管式	ボルト固定	無	無
セル導出設備	予備凝縮器	前処理建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	横置き多管式	ボルト固定	無	無
セル導出設備	気液分離器	高レベル廃液ガラス固化建屋	たて置円筒形	ボルト固定	無	無
代替安全圧縮空気系	圧縮空気自動供給貯槽	分離建屋	横置円筒形	ボルト固定	無	無
		精製建屋	たて置円筒形			
補器駆動用燃料補給設備	第1軽油貯槽／第2軽油貯槽	屋外（地下）	横置円筒形	ボルト固定	無	無

(つづき)

設備名称		設置場所	①型式	②設置方式	基本構造の差異	
					①	②
緊急時対策建屋	緊急時対策建屋の遮蔽設備	緊急時対策建屋	コンクリート	岩盤支持	無	無
緊急時対策建屋換気設備	緊急時対策建屋送風機	緊急時対策建屋	遠心式	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋換気設備	緊急時対策建屋排風機	緊急時対策建屋	遠心式	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋換気設備	緊急時対策建屋フィルタユニット	緊急時対策建屋	高性能粒子フィルタ内蔵形	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋換気設備	対策本部室差圧計	緊急時対策建屋	—	サポート固定	無	無
緊急時対策建屋換気設備	待機室差圧計	緊急時対策建屋	—	サポート固定	無	無
緊急時対策建屋換気設備	監視制御盤	緊急時対策建屋	直立盤	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋 情報把握設備	情報収集装置	緊急時対策建屋	—	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋 情報把握設備	情報表示装置	緊急時対策建屋	—	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋 代替電源設備	緊急時対策建屋用発電機	緊急時対策建屋	ディーゼル発電機	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋 代替電源設備	燃料油移送ポンプ	緊急時対策建屋	齒車式	ボルト固定	無	無
緊急時対策建屋 代替電源設備	重油貯槽	屋外（地下）	横置円筒形	ボルト固定	無	無

(2) (1) 以外の常設重大事故等対処設備

設備名称		設置場所	①型式	②設置方式	基本構造の差異	
					①	②
重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	緊急停止系	精製建屋	—	—	無	無
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽	精製建屋	スカート支持たて置形円筒容器	ボルト固定	無	無
廃ガス貯留設備	廃ガス貯留槽	前処理建屋, 精製建屋	スカート支持たて置形円筒容器	ボルト固定	無	無
水供給設備	第1貯水槽／第2貯水槽	第1保管庫・貯水所, 第2保管庫・貯水所	コンクリート	岩盤支持	無	無

令和元年 10 月 11 日 R0

補足説明資料 2－4（31条）

設計用地震力

重大事故等対処施設に適用する設計用地震力（動的地震力、静的地震力）について、施設区分に応じて以下のとおり示す。

1. 静的地震力

静的地震力は、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に適用するものとし、以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。

種別	(注1) 施設 区分	(注2) 耐震 クラス	(注3) 地震層せん断力係数 及び水平震度	鉛直 震度
機器・配管系	①	B	1.8C _i	—
	①	C	1.2C _i	—

(注1) 重大事故等対処施設の施設区分

①：常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

(注2) 常設重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラス

(注3) C_i：標準せん断力係数を0.2とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t：振動特性係数

A_i：C_iの分布係数

C₀：標準せん断力係数

(備考) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については、安全機能を有する施設として設定されている耐震重要度分類のクラスに従って地震力を分類する。

2. 動的地震力

動的地震力は、重大事故等対処施設の施設区分に応じて、以下の入力地震動に基づき算定する。

種別	(注1) 施設 区分	(注2) 耐震 クラス	入力地震動 (注3)	
			水平	鉛直
建物・構築物	③, ④	S	基準地震動 S s	基準地震動 S s
機器・配管系	②	S	設計用床応答曲線 S s 又は 基準地震動 S s	設計用床応答曲線 S s 又は 基準地震動 S s
	①	B	設計用床応答 (注4) 地震動 S d × 1/2	設計用床応答 (注4) 地震動 S d × 1/2

(注1) 重大事故等対処施設の施設区分

①：常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

②：常設耐震重要重大事故等対処設備

③：①, ②が属する重大事故等対処施設が設置される建物・構築物

④：緊急時対策建屋

(注2) 常設重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスを標記する。

(注3) 設計用床応答曲線は、基準地震動 S s に基づき作成した設計用床応答曲線とする。

(注4) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。

(備考) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については、安全機能を有する施設として設定されている耐震重要度分類のクラスに従って地震力を分類する。

2. 設計用地震力

設計用地震力について、下表に整理した。

種別	(注1) 施設 区分	(注2) 耐震 クラス	水平	鉛直	摘要
建物・構築物	③, ④	S	基準地震動 S s	基準地震動 S s	(注3) 荷重の組合せは、組合せ係数法による。
機器・配管系	②	S	設計用床応答曲線 S s 又は 基準地震動 S s	設計用床応答曲線 S s 又は 基準地震動 S s	(注5) (注6) 荷重の組合せは、二乗和平方根 (SRSS) 法による。
機器・配管系	①	B	設計用床応答 ^(注4) 地震動 S d × 1/2	設計用床応答 ^(注4) 地震動 S d × 1/2	(注5) (注6) 荷重の組合せは、二乗和平方根 (SRSS) 法による。
			静的震度 1.8 C i	—	静的地震力とする。
	C	C	静的震度 1.2 C i	—	静的地震力とする。

(注1) 重大事故等対処施設の施設区分

①：常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

②：常設耐震重要重大事故等対処設備

③：①, ②が属する重大事故等対処施設が設置される建物・構築物

④：緊急時対策建屋

(注2) 常設重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスを標記する。

(注3) 水平地震動と鉛直地震動を同時に考慮した解析結果を用いてもよいものとする。

(注4) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。

(注5) 絶対値和法で組み合せてもよいものとする。

(注6) 水平における動的と静的大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的大きい方の地震力を、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

令和 2 年 4 月 13 日 R6

補足説明資料 2-5 (31 条)

重大事故等対処施設の耐震設計における 重大事故と地震の組合せについて

目 次

	ページ
1. はじめに	3
2. 規定内容の整理	4
3. 荷重の組み合わせに係る検討	6
3. 1 検討概要	6
3. 2 再処理施設の重大事故等の発生確率	6
3. 3 再処理施設の基準地震動の年超過確率	7
3. 4 組み合わせる地震力の検討	16
3. 5 荷重の組み合わせの検討結果	18
4. 荷重の履歴による耐震評価への影響	20

1. はじめに

重大事故等の状態で必要となる常設耐震重要重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）については、待機状態において地震により必要な機能が損なわれず、さらに重大事故等が長期にわたり継続することを念頭に、重大事故等における運転状態と地震との組合せに対して必要な機能が損なわれない設計としている。

本資料は、重大事故等時の状態における荷重の組み合わせにあたり、考慮すべき地震力について整理するものである。

実用発電用原子炉は確率論的リスク評価手法が確立されており、重大事故等の発生確率と基準地震動の年超過確率の兼ね合いにより、各運転状態及び重大事故等時に組み合わせるべき地震力を検討している。

しかし、再処理施設では、確率論的リスク評価手法が確立しておらず重大事故等の発生確率を明確に算定したものはない。

そこで、再処理施設の重大事故等時における運転状態と地震との組み合わせに對しては、JEAG 等の規定に基づく実用発電用原子炉の運転状態に対応する確率と地震力の組合せの考え方及び当社の基準地震動の年超過確率を踏まえて設定することとする。

2. 規定内容の整理

荷重の組合せについては、「耐震設計に係る工認審査ガイド（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）」の「4.2 荷重及び荷重の組合せ」において、「規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601 の規定を参考に」組み合わせることとされていることから、JEAG4601 補-1984 重要度分類・許容応力編における、荷重の組合せに関する記載について、以下のとおり整理した。

- ・「その発生確率が 10^{-7} 回/炉・年」を下回ると判断される事象は、運転状態 I ~ IV に含めない。」とされている。
- ・地震の従属事象については、「地震時の状態と、それによって引き起こされるおそれのあるプラントの状態とは、組合せなければならない。」とされている。
- ・地震の独立事象については、「地震と、地震の独立事象の組合せは、これを確率的に考慮することが妥当であろう。地震の発生確率が低く、継続時間が短いことを考えれば、これと組み合わせるべき状態は、その原因となる事象の発生頻度及びその状態の継続時間との関連で決まることがある。」とされている。

以上の規定内容に基づき、JEAG4601において組み合わせるべき荷重を整理したものを作成する。第 2-1 表では、事象の発生確率、継続時間、地震動の発生確率を踏まえ、その確率が 10^{-7} 回/炉・年以下となるものは組み合わせが不要とされている。

第2-1表 運転状態と地震動との組合せの確率的評価

発生確率		1	10^{-1}	10^{-2}	10^{-3}	10^{-4}	10^{-5}	10^{-6}	10^{-7}	10^{-8}	10^{-9}
運転状態の発生確率 (1/年)		I	II	III		IV					
基準地震動の発生確率 (1/年)				S ₁	S ₂						
基準地震動 S ₁ と の組合せ	従属事象		S_1 従属								
	独立事象	1分以内							$S_1 + II$	$S_1 + III$	$S_1 + IV$
		1時間以内					$S_1 + II$	$S_1 + III$	$S_1 + IV$		
		1日以内				$S_1 + II$	$S_1 + III$	$S_1 + IV$			
		1年以内		$S_1 + II$	$S_1 + III$	$S_1 + IV$					
基準地震動 S ₂ と の組合せ	従属事象		S_2 従属								
	独立事象	1分以内	$(S_2 + II$ は 10^{-9} 以下となる)								
		1時間以内						$S_2 + II$	$S_2 + III$	$S_2 + IV$	
		1日以内					$S_2 + II$	$S_2 + III$	$S_2 + IV$		
		1年以内		$S_2 + II$	$S_2 + III$	$S_2 + IV$					

注:(1) 発生確率から見て
 ← 組合せが必要なもの。
 ←··· 発生確率が 10^{-7} 以下となり組合せが不要となるもの。
 (2) 基準地震動 S₂ の発生確率は $10^{-4} \sim 10^{-5}$ / サイト・年と推定されるが、ここでは $5 \times 10^{-4} \sim 10^{-5}$ / サイト・年を用いた。
 (3) 表に示す発生確率は現在の知見によるものである。

JEAG4601 補-1984 重要度分類・許容応力編より抜粋

3. 荷重の組み合わせに係る検討

3. 1 検討概要

再処理施設の常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の耐震設計において、荷重の組み合わせにあたっては、地震によって引き起こされるおそれがある事象（地震の従属事象）によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせ、また、地震によって引き起こされるおそれがない事象（地震の独立事象）による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせることとし、組み合わせる地震力については、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定することとしている。

上記方針は、「2. 規定内容の整理」に示した JEAG4601 補-1984 重要度分類・許容応力編における、荷重の組み合わせに関する記載と整合しているほか、事業指定基準規則の解釈別記 2 とも整合している。

以上の設計方針を踏まえ、地震の独立事象による荷重と組み合わせる地震力について、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的な検討により検討を行う。

なお、地震の従属事象による荷重の組合せについては、耐震重要施設が基準地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計されていることから基準地震動による地震力と事故時荷重の組合せは不要とする。

3. 2 再処理施設の重大事故等の発生確率

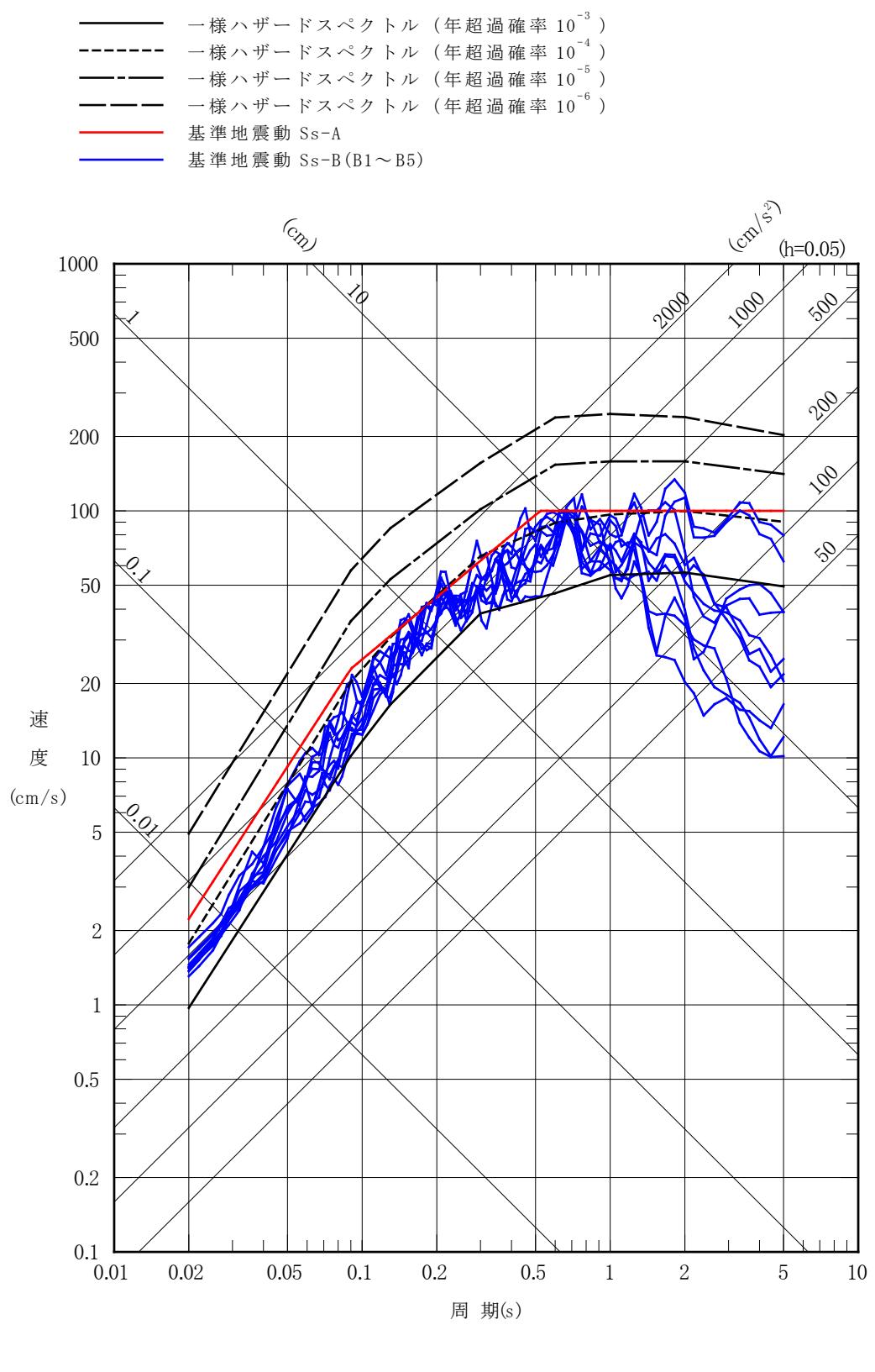
事業指定基準規則の解釈別記 2 における「地震によって引き起こされるおそれのない事象（地震の独立事象）」とは、再処理施設においては、重大事故の事象選

定における内的事象によって発生するおそれのある事象が対象となる。

再処理施設においては、確率論的リスク評価手法が確立しておらず、重大事故等の発生確率を明確に算定したものはないことから、本検討においては発生確率を保守的に見積もることとし、内的事象による重大事故等の発生確率を1／年程度と設定する。

3. 3 再処理施設の基準地震動の年超過確率

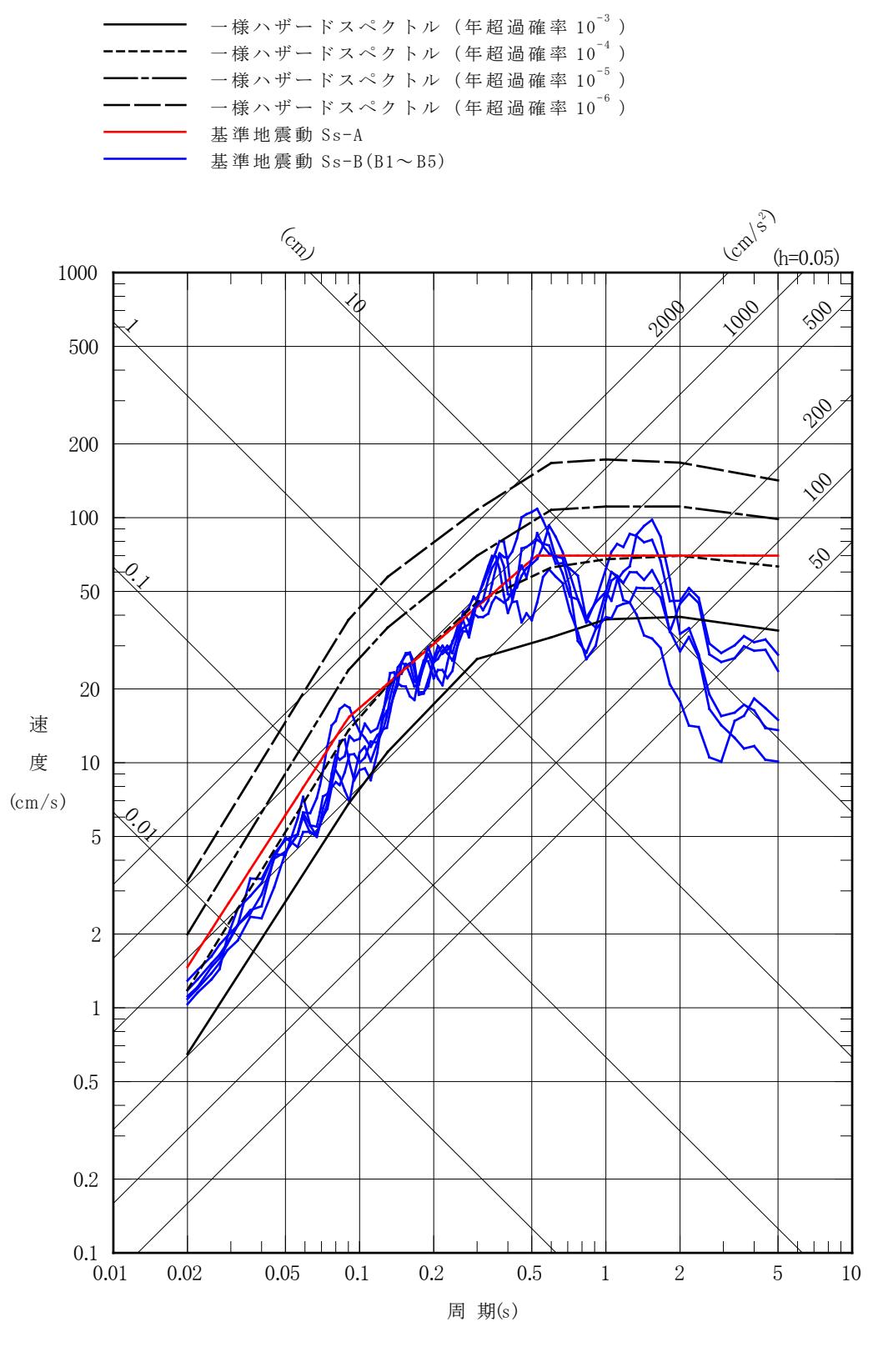
第3-3-1図に、再処理施設の地震ハザード評価結果を示す。地震ハザード評価による一様ハザードスペクトルと基準地震動 S_s の応答スペクトルを比較すると、その年超過確率は、 $10^{-4} \sim 10^{-5}$ ／年程度である。また、第3-3-2図に示すとおり、弾性設計用地震動 S_d との比較によれば、その年超過確率は、 $10^{-3} \sim 10^{-4}$ ／年程度である。



(水平方向)

第3-3-1図(1) 地震ハザード評価結果

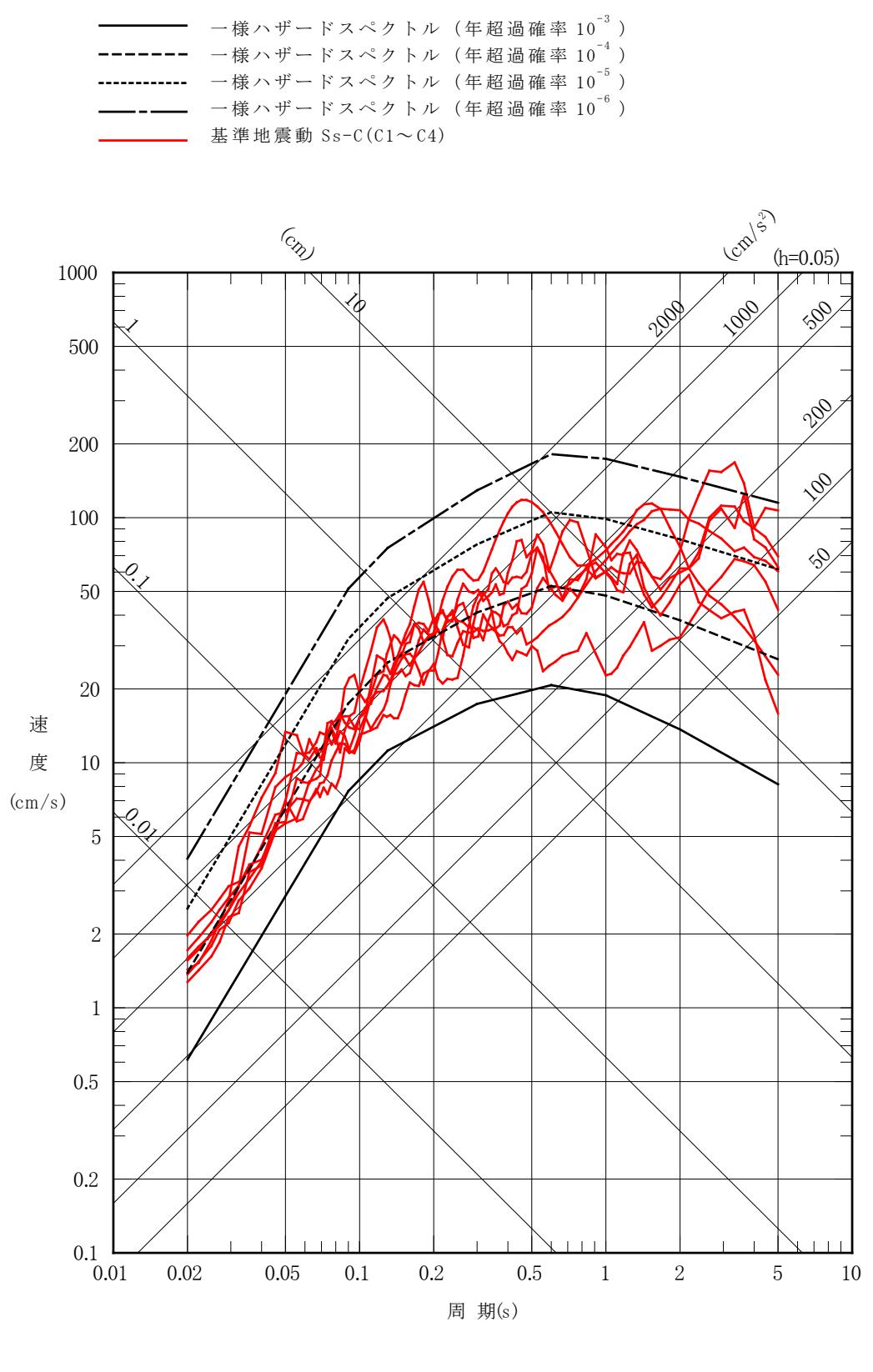
(一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-A, B1～B5 の比較)



(鉛直方向)

第3-3-1図(2) 地震ハザード評価結果

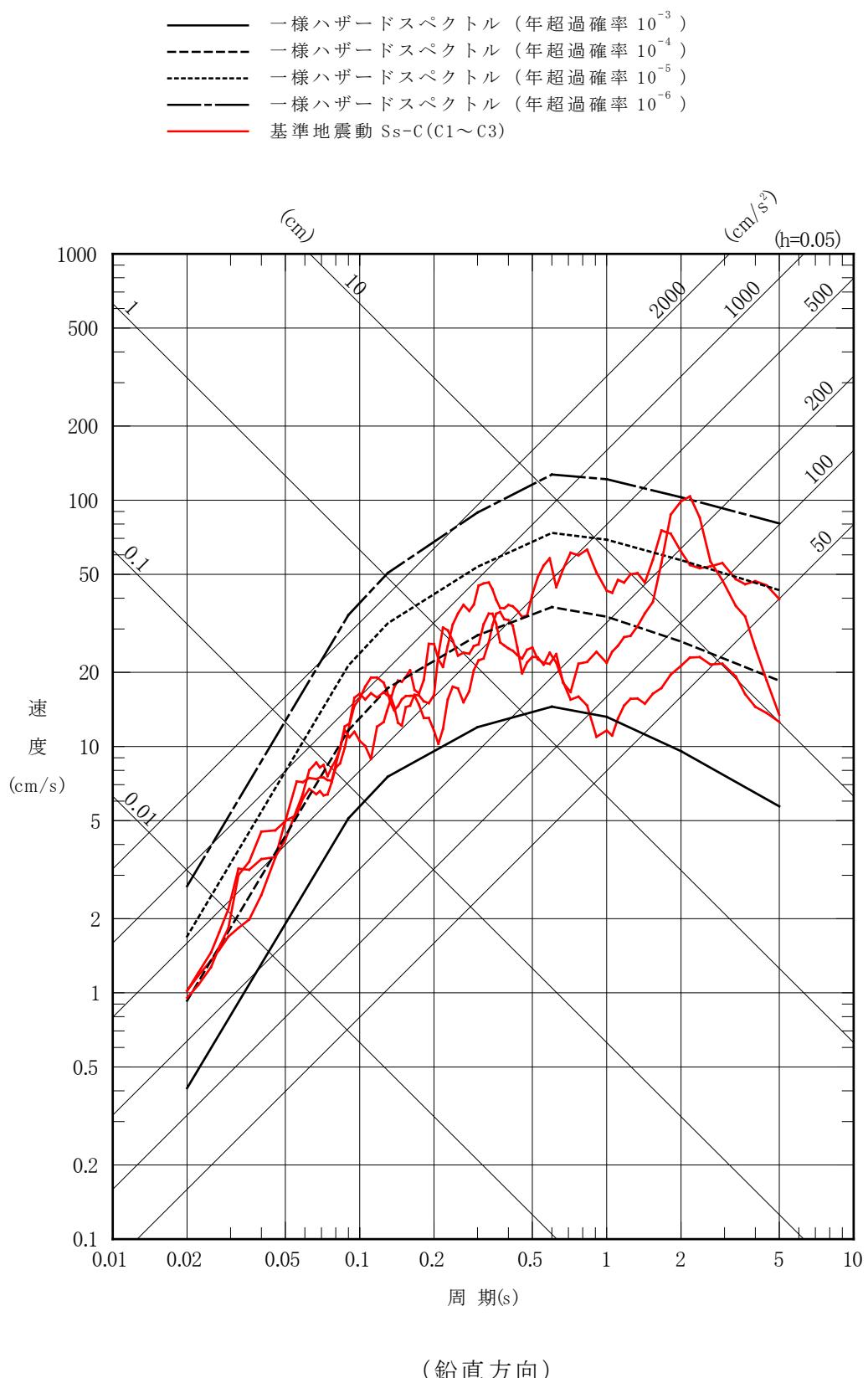
(一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-A, B1~B5 の比較)



(水平方向)

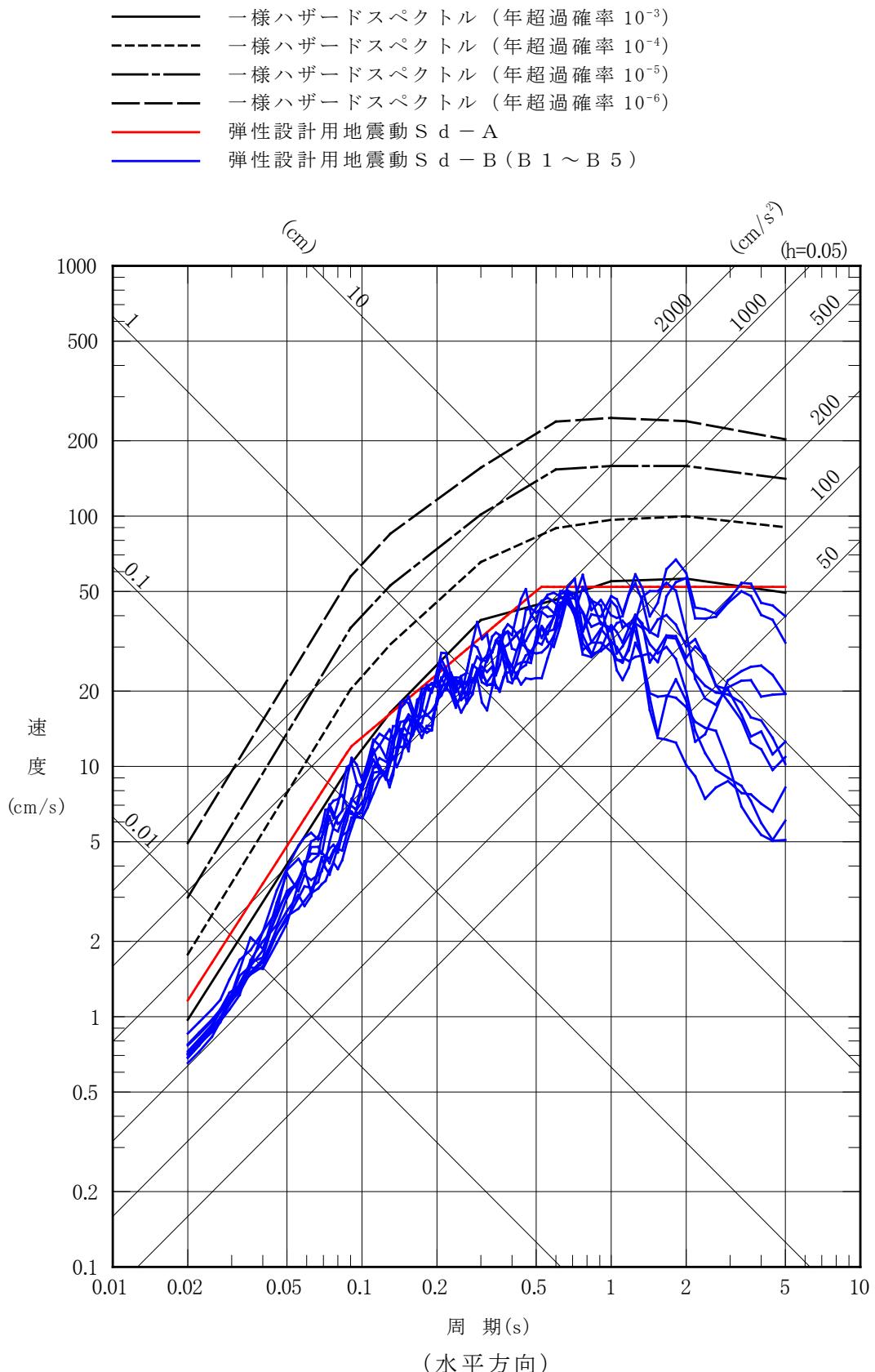
第3-3-1図(3) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-C1~C4 の比較)



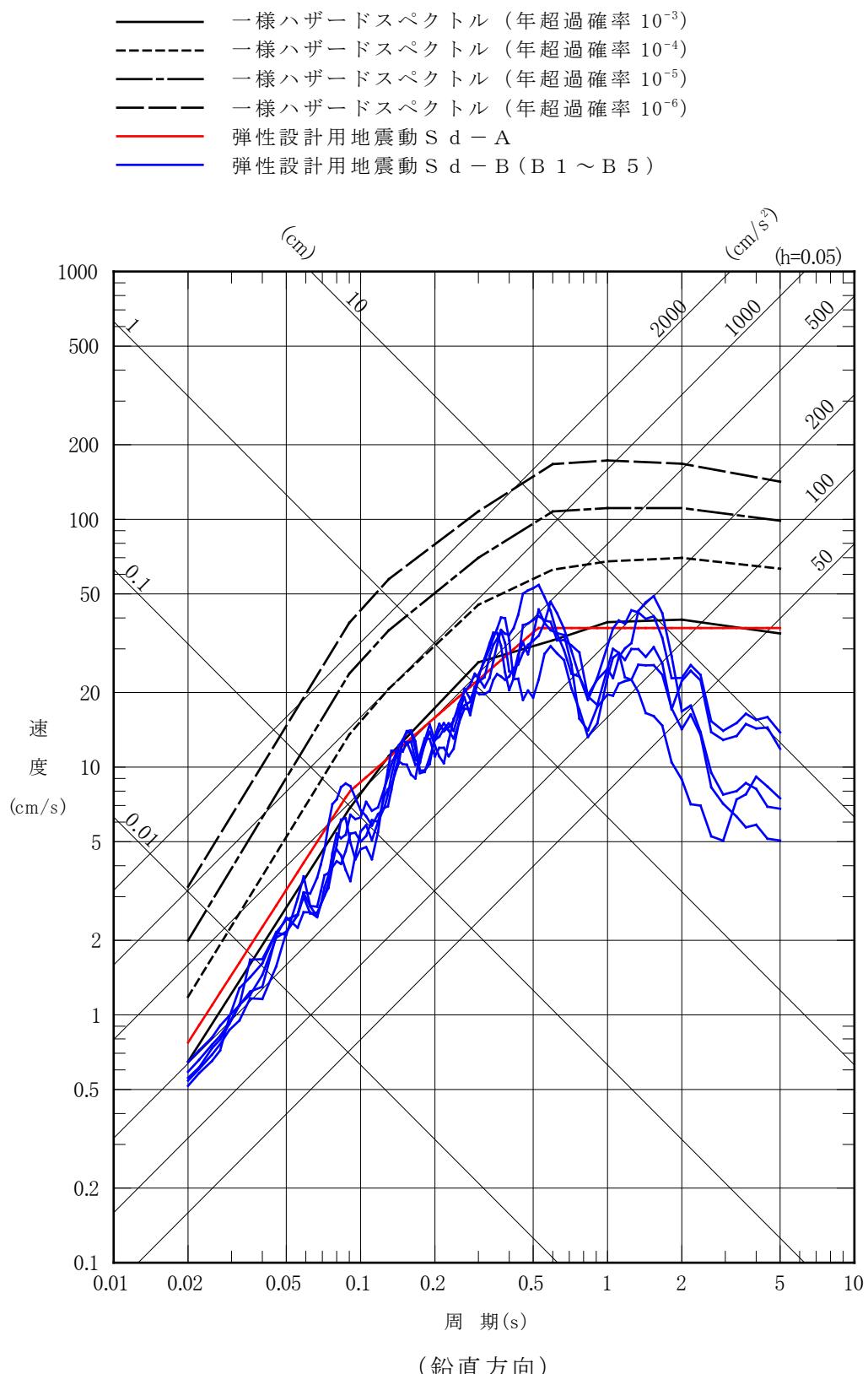
第3-3-1図(4) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-C1～Ss-C3 の比較)



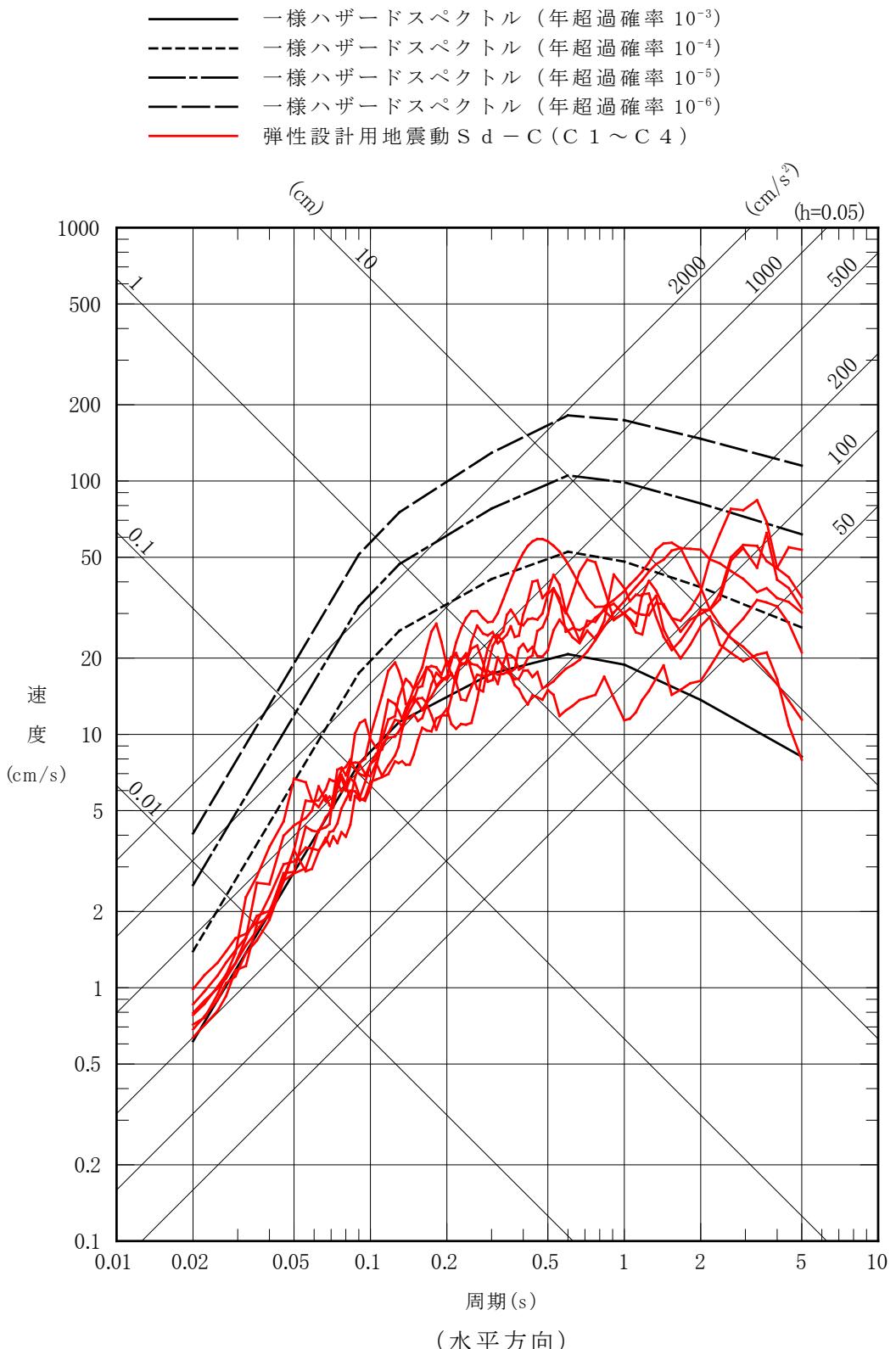
第3-3-2図(1) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと弹性設計用地震動 Sd-A, B1~B5 の比較)



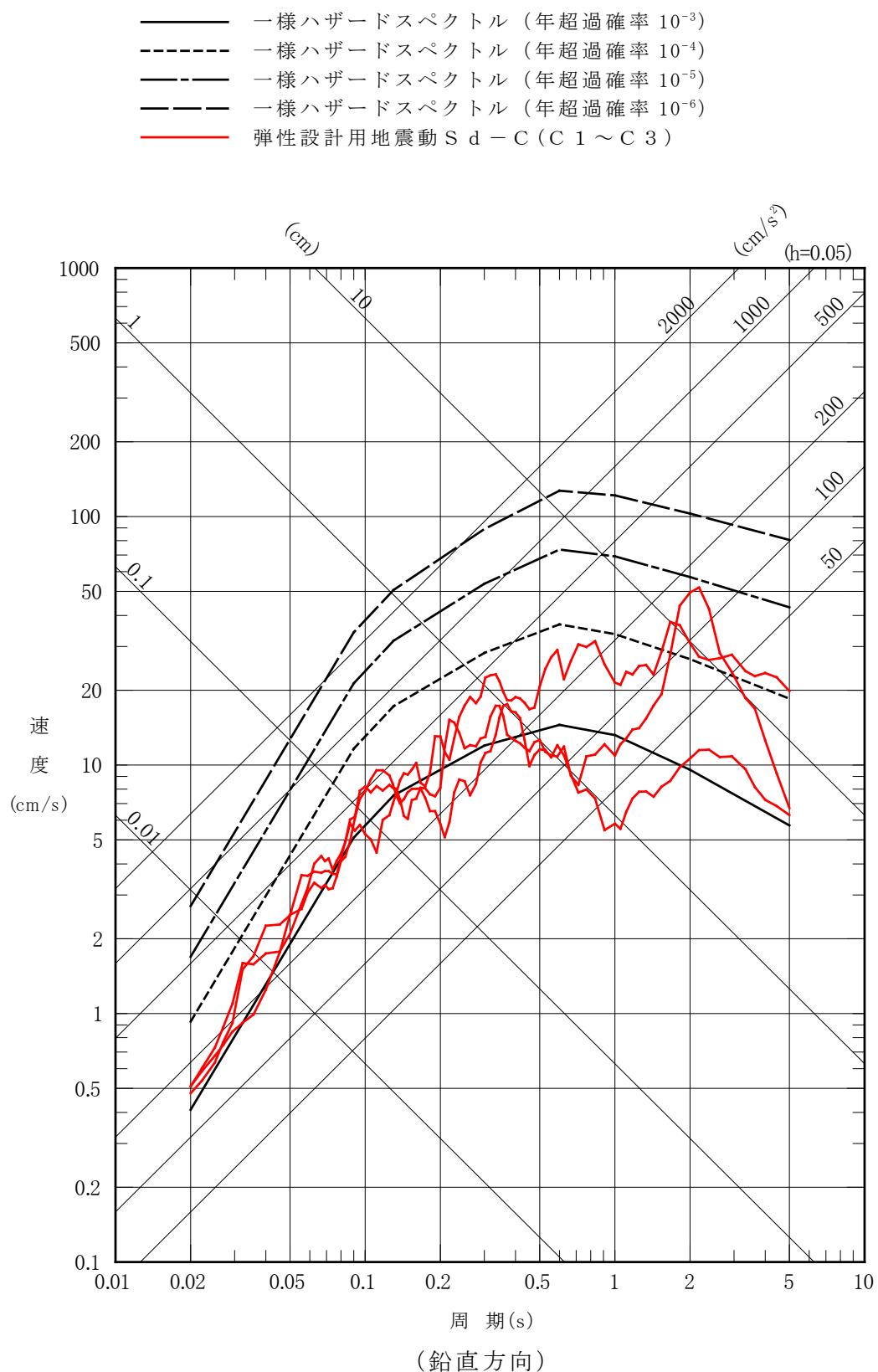
第 3-3-2 図(2) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 Sd-A, B1~B5 の比較)



第3-3-2図(3) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 Sd-C1~C4 の比較)



第3-3-2図(4) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 Sd-C1~Ss-C3 の比較)

3. 4 組み合わせる地震力の検討

内的事象による重大事故等時に組み合わせる地震力の検討にあたっては、

以下に示すとおり一定の保守性を考慮した条件を考慮する。

① 「3. 2 再処理施設の重大事故等の発生確率」に示した通り、本検討においては、内的事象による重大事故等の発生確率を高く見積もり、1／年程度と設定する。

② 荷重の組合せの判断は、①と重大事故等の継続時間との積で行うこととし、その判断に用いるスクリーニング基準は、「2. 規定内容の整理」に示した JEAG4601において組み合わせ不要とされている頻度 10^{-7} ／年に保守性を考慮し、 10^{-8} ／年の状態とする。

③ 考慮する地震動レベルは、基準地震動 Ss レベルの地震動（以下、「Ss 地震動」という。）及び弾性設計用地震動 Sd レベルの地震動（以下、「Sd 地震動」という。）とする。それぞれの地震動の発生確率は、地震ハザード評価結果を踏まえた保守的な値として、Ss 地震動は 10^{-4} ／年、Sd 地震動は 10^{-3} ／年とする。

④ ①～③を踏まえ、考慮する地震動ごとに、組み合せるべき地震動に対応する重大事故等の継続時間を設定する。

上記に基づき地震起因の重大事故時に組み合せる必要のある地震力を検討した結果を第 3-4-1 表及び第 3-4-1 図に示す。

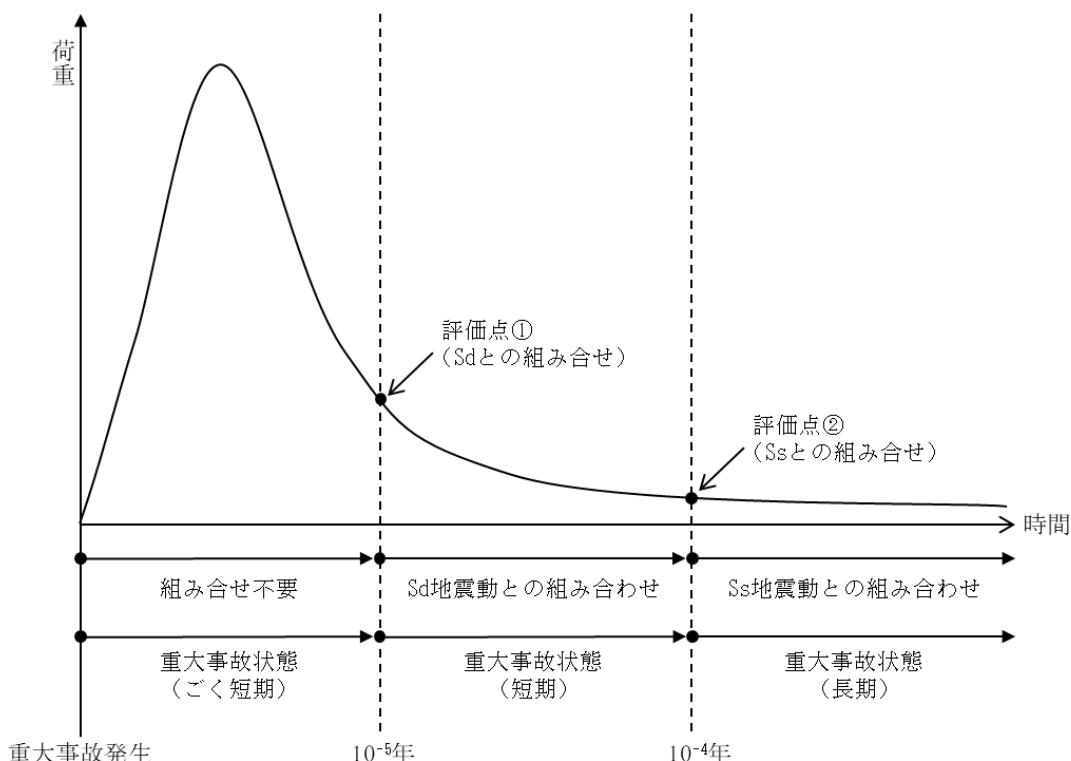
第3-4-1表 組合せの目安となる継続時間（内的事象）

<u>荷重の組合せを考慮する判断基準</u> <u>(※1)</u>	<u>重大事故の発生確率</u> <u>(※2)</u>	<u>地震動の発生確率</u> <u>(※3)</u>	<u>組合せの目安となる継続時間</u>
10^{-8} /年以上	1/年	Sd 地震動	10^{-3}/年 $\frac{10^{-5}}{\text{年}} \text{以上}$ (約 5 分以上)
		Ss 地震動	10^{-4}/年 $\frac{10^{-4}}{\text{年}} \text{以上}$ (約 50 分以上)

※1 : J E A G 4 6 0 1 に示される判断基準 10^{-7} を踏まえ、保守的に設定。

※2 : 再処理施設では、確率論的リスク評価手法が確立しておらず重大事故等の発生確率を明確に算定したものはないことから、発生確率を保守的に設定。

※3 : 再処理施設における地震動の発生確率 (Ss 地震動 : $10^{-4} \sim 10^{-5}$, Sd 地震動 : $10^{-3} \sim 10^{-4}$) を踏まえ、保守的に設定。



第3-4-1図 荷重の組合せと継続時間の関係（イメージ）

3. 5 荷重の組み合わせの検討結果

常設耐震重要重大事故等対処設備と重大事故等時の荷重の組合せについて
では、いったん重大事故等が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と
弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に
継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる事となるが、
第3-4-1表に示すとおり、弾性設計用地震動との組合せの目安となる継続
時間がごく僅かであることから、重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は、
基準地震動による地震力とする。第3-5-2表に荷重の組合せを示す。

第3－5－1表 重大事故等対処施設に係る荷重の組合せ

対象	設備分類	地震力	常時作用している荷重	設計用自然条件 (積雪荷重・風荷重)	施設の状態に応じて作用する荷重(*1)		対象施設例
					運転時の状態で施設に作用する荷重	重大事故等の状態で施設に作用する荷重(*2)	
建物・構築物	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される建物・構築物	Ss	○	○	○	○	*前處理建屋等
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される建物・構築物	B, Cクラスに適用される地盤力	○	○	○	—	*ユーティリティ建屋等
機器・配管系	常設耐震重要重大事故等対処設備	Ss	—	—	○	—	*代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽等
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	S, B, Cクラスに適用される地盤力	—	—	○	—(*3)	*廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽(Sクラス)

*1：機器・配管系の施設の状態に応じて作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。

*2：重大事故等の状態で施設に作用する荷重は、「安全審査 整理資料 第33条：「重大事故等対処設備」の「(1) 環境条件」の「(1) 環境条件等」の「2. 3 環境条件等」の「c. 重大事故等時における環境条件」を適用する。ただし、事象発生後の瞬間的な荷重については、地震との組み合わせは考慮しない。

*3：Sクラス設備は常設耐震重要重大事故等対処設備に準ずる。

4. 荷重の履歴による耐震評価への影響

常設耐震重要重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における許容限界である JEAG4601 に規定の IV_{AS} を適用する。

JEAG4601 に規定される IV_{AS} は、材料の塑性域にわずかに入ることを許容した許容応力状態であり、IV_{AS} における許容応力は、設計引張強さ S_u 又は設計降伏点 S_y に一定の係数を乗じて設定するものである。

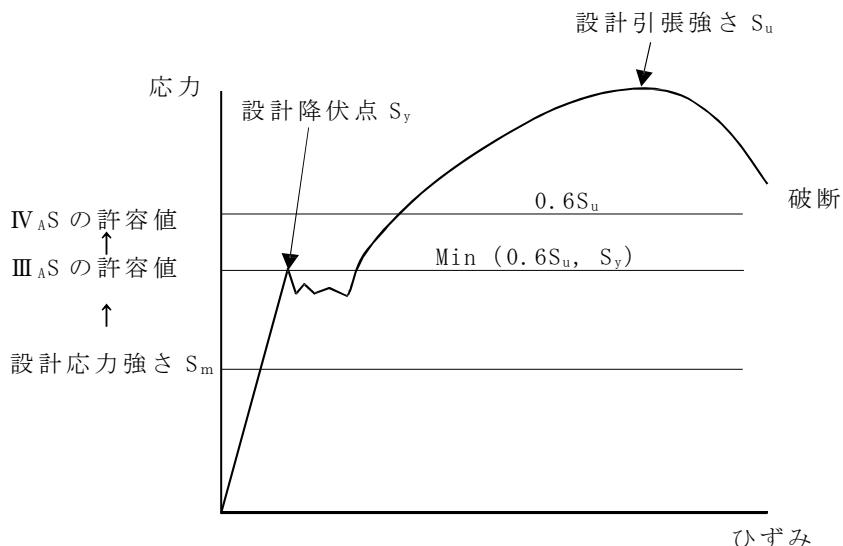
例として、S クラス容器に適用する許容応力を第 4-1 表に、応力-ひずみ線図と許容応力の関係を第 4-1 図にそれぞれ示す。

第 4-1 表及び第 4-1 図より、IV_{AS} は、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、基準地震動による地震力に対する安全機能を損なうおそれのない用件を十分満足できるものである。

第 4-1 表 S クラス（容器）の許容応力

重要度 分類	荷重の組合せ	許容限界	
		一次一般膜応力	一次膜応力 + 一次曲げ応力
S	D + P _d + M _d + S _d	S _y と 0.6 S _u の小さい方。ただし、オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については 1.2 S _y の大きい方。	左欄の 1.5 倍の値
	D + P _d + M _d + S _s	0.6 S _u	左欄の 1.5 倍の値

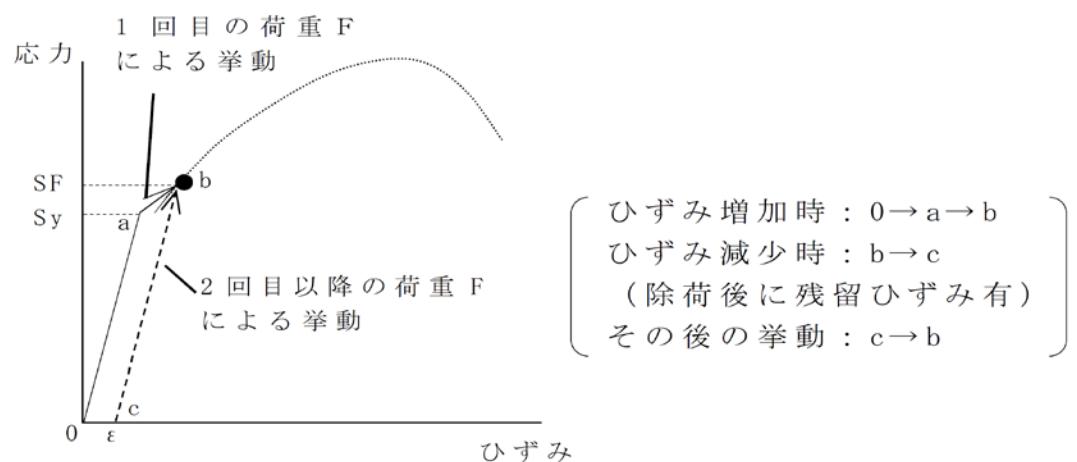
（安全審査 整理資料 第 7 条：地震による損傷の防止 補足説明資料 2-6 より一部抜粋）



第4-1図 応力－ひずみ線図と許容応力の関係

次に、IV_AS相当の応力を生じさせる荷重が繰り返し作用した場合の耐震性への影響について、発生応力（一次応力）がS_yを超える場合に生じるひずみ履歴（イメージ図）を第4-2図に示し、以下のとおり検討する。

- (1) IV_ASは、材料の塑性域にわずかに入ることを許容した許容応力状態である。
- (2) 発生応力が設計降伏点 S_y以下なら残留ひずみは生じない。(0→a→0)
- (3) 発生応力 SF(荷重 Fによる応力)が S_yを超える場合は、除荷後に残留ひずみ ϵ_r が生じる。(0→a→b→c)
- (4) 2回目以降、荷重 Fと同等の荷重が生じた場合、1回目と同様の弾性的挙動を示し、SFが発生する。(c→b)
- (5) (1)により、IV_AS相当の応力に対して、材料はわずかに塑性域に入る程度であり、IV_AS相当の応力を生じる荷重が生じた場合、(3)と同様の挙動を示す。
- (6) 2回目以降、同様の荷重が発生したとしても、(4)の挙動を示すことから、耐震設計においてIV_ASを許容応力状態として適用することにより耐震性は確保される。



第4－2図 降伏点を越える場合のひずみ履歴イメージ(一次応力)

令和 2 年 4 月 28 日 R2

補足説明資料 2-6 (31 条)

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 に適用する地震力について

1. はじめに

再処理事業指定基準規則第31条「地震による損傷の防止」において、常設重大事故等対処設備は代替する機能を有する設計基準事故に対処するための設備に適用される地震力に対して耐震性を確保することが規定されているが、当社の重大事故対策において、設計基準で想定していない設備による事象及び事象進展を想定しており、一部の設備は代替する設計基準設備がないものがある。

これらの設備については、重大事故等時における使用条件を踏まえて、第7条「地震による損傷の防止」の耐震重要度の分類方法に倣い、地震を起因とした機能喪失時において放射線による環境影響に応じ、耐震重要度を分類し適用となる地震力を設定する。

2. 代替する設計基準設備がない設備

(1) 設計基準設備を兼ねる常設重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に安全機能を有する施設としての機能を期待する、安全機能を有する施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備。耐震重要度分類は安全機能を有する設備を同様とする。

整理資料本文 「第2-1表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類」の「代替する機能を有する安全機能を有する施設」の設備名称及び耐震重要度を（）内に記載する。

(2) 重大事故等対処のみの常設重大事故等対処設備

通常運転時には機能を必要とせず重大事故等対処のみに使用する常設重大事故等対処設備であり、以下のとおり分類する。

耐震重要度分類

耐震 クラス	クラス別施設 (第7条による)	主要設備			選定理由
		対象 条文	設備名称	構成する機器	
S	a. (f) 上記(c), (d)及び(e)に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 i. 上記(c)及び(d)のSクラスの機器の廃ガス処理設備のうち安全上重要な施設。	第34条 第37条	廃ガス貯留設備	<ul style="list-style-type: none"> ・廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽 ・廃ガス貯留設備の隔離弁 ・廃ガス貯留設備の逆止弁 ・廃ガス貯留設備配管・弁 	安全上重要な施設ではないが、塔槽類廃ガス処理系と同等の扱いとしSクラスとする。
	a. (g) 上記(a)～(f)の施設の機能を確保するために必要な施設 iii. 安全保護回路及び保護動作を行う機器。	第34条	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止系（精製建屋用、電炉含む） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽^{*1} ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁^{*1} ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁吸収材供給系主配管・弁^{*1} <p>(*1:精製建屋一時貯留処理設備の第7一時貯留処理槽用)</p>	精製建屋一時貯留処理設備の第7一時貯留処理槽がSクラス施設のため、その機能を確保するためSクラスとする。
B	—	第34条	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽^{*2} ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁^{*2} ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁吸収材供給系主配管・弁^{*2} <p>(*2:溶解設備のハル洗浄槽用、エンドピース酸洗浄槽用、精製建屋一時貯留処理設備の第5一時貯留処理槽用)</p>	Sクラス「(g) 上記(a)～(f)の施設の機能を確保するために必要な施設 iii. 安全保護回路及び保護動作を行う機器」に該当しないため、Cクラス施設であるが、供給先貯槽がBクラスであるため、本設備もBクラスとする。
C	c. Cクラスの施設 上記S, Bクラスに属さない施設。	第34条	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	・緊急停止系（前処理建屋用、電炉含む）	Sクラス「(g) 上記(a)～(f)の施設の機能を確保するために必要な施設 iii. 安全保護回路及び保護動作を行う機器」に該当しない。
		第43条	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留設備の放射線モニタ ・貯留設備の圧力計 ・貯留設備の流量計 ・臨界検知用放射線検出器 	Sクラス「(g) 上記(a)～(f)の施設の機能を確保するために必要な施設 v. 計測制御系統施設等に係る安全上重要な施設のうち、地震後においても、その機能が継続して必要な施設」に該当しないためCクラスとする。

耐震 クラス	クラス別施設 (第7条による)	主要設備			選定理由
		対象 条文	設備名称	構成する機器	
C	c. Cクラスの施設 上記S, Bクラスに 属さない施設。	第34条 第37条	廃ガス貯留設 備	・貯留設備の空気圧縮機	Sクラス「a. (f) 上記(c), (d)及び(e)に関連する施設で放 射性物質の外部への放出を抑 制するための施設 i. 上記 (c)及び(d)のSクラスの機器の 廃ガス処理設備のうち安全上 重要な施設」に該当しない。 また, Bクラス「b. (b) 放 射性物質の放出を伴うよう な場合に, その外部放散を抑 制するための施設でSクラスに 属さない施設 ii. Bクラス の機器の廃ガス処理設備のう ち, 塔槽類から排風機を経て 弁までの範囲」に該当しない ためCクラスとする。

整理資料本文 「第2－1表 重大事故等対処設備（主要設備）の設
備分類」の「代替する機能を有する安全機能を有する施設」の設備名
称に「－」を記載及び耐震重要度に適用する耐震クラスを記載する。